

○佐賀県警察職員のサービスの宣誓に関する規程

昭和29年7月1日

本部訓令第6号

第1条 佐賀県警察職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年佐賀県条例第21号）による警察職員のサービスの宣誓に関する細目は、この規程の定めるところによる。

第2条 宣誓書は、職員自らが記名するものとする。

第3条 宣誓書は、警務部長が保管するものとする。

第4条 この規程に定めるもののほか、警察職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。